法附則第十四条の九第三項に規定する特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額	
法附則第十四条の九第四項に規定する各被用者保険等保険者の概算加入者割後期高齢者支援金額の合計額から各特定健康保険組合における同条第一項第三号の特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額の合計額を控除した額に三分の二を乗じて得た額	
法附則第十四条の十第一項第一号に掲げる額	
法附則第十四条の十第一項第三号に掲げる額	
法附則第十四条の十第二項に規定する確定総報酬割後期高齢者支援金額	
法附則第十四条の十第三項に規定する特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額	
法附則第十四条の十第四項に規定する各被用者保険等保険者の確定加入者割後期高齢者支援金額の合計額から各特定健康保険組合における同条第一項第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額の合計額を控除した額に三分の二を乗じて得た額	
算定政令附則第四条の四第一項に掲げる額	
算定政令附則第四条の四第一項第三号に掲げる額	
算定政令附則第四条の四第二項に規定する調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額	
算定政令附則第四条の四第三項に規定する特例退職被保険者等に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額	
法附則第十三条の八第四項に規定する納付金概算拠出率	小数点以下第八位未満を四捨五入する
法附則第十三条の九第四項に規定する納付金確定拠出率	
法附則第十四条の九第四項に規定する支援金概算拠出率	
法附則第十四条の十第四項に規定する支援金確定拠出率	

附則第二十二条の三の次に次の二条を加える。

第二十二条の四　法附則第十三条の五の八第三項及び法附則第十四条の七第三項の特定健康保険組合に係る加入者の見込数に対する特例退職被保険者等である加入者の見込数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率は、当該特定健康保険組合の特例退職被保険者等である加入者見込数を当該特定健康保険組合の加入者見込数で除して得た率とする。

2　前項の規定は、法附則第十三条の五の九第三項及び法附則第十四条の八第三項の特定健康保険組合に係る加入者の数に対する特例退職被保険者等である加入者の数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率の算定について準用する。この場合において、前項中「加入者の見込数」及び「加入者見込数」とあるのは、「加入者の数」と読み替えるものとする。

第二十二条の五　法附則第十三条の八第三項及び法附則第十四条の九第三項の特定健康保険組合に係る加入者の見込数に対する特例退職被保険者等である加入者の見込数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率は、当該特定健康保険組合の特例退職被保険者等である加入者見込数を当該特定健康保険組合の加入者見込数で除して得た率とする。

2　前項の規定は、法附則第十三条の九第三項及び法附則第十四条の十第三項の特定健康保険組合に係る加入者の数に対する特例退職被保険者等である加入者の数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率の算定について準用する。この場合において、前項中「加入者の見込数」及び「加入者見込数」とあるのは、「加入者の数」と読み替えるものとする。

附則第二十四条に次の八号を加える。

九　法附則第十三条の五の八第四項に規定する納付金概算拠出率

十　法附則第十三条の五の九第四項に規定する納付金確定拠出率

十一　法附則第十四条の七第四項に規定する支援金概算拠出率

十二　法附則第十四条の八第四項に規定する支援金確定拠出率

十三　法附則第十三条の八第四項に規定する納付金概算拠出率

十四　法附則第十三条の九第四項に規定する納付金確定拠出率

十五　法附則第十四条の九第四項に規定する支援金概算拠出率

十六　法附則第十四条の十第四項に規定する支援金確定拠出率

附　則

この省令は、公布の日から施行する。